

災害派遣手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第11号

災害派遣手当等に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当等に関する規則（平成8年香川県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前													
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="190 507 1072 743"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">略「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）<u>第2条第2項</u>に規定する<u>旅館・ホテル営業の施設</u>以外の施設をいう。	略	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1176 512 2063 748"><thead><tr><th>利用する施設 滞在期間</th><th>公用の施設又はこれ に準ずる施設</th><th>その他の施設</th></tr></thead><tbody><tr><td>30日以内の期間</td><td>3,970円</td><td>6,620円</td></tr><tr><td>30日を超え60日以内 の期間</td><td>3,970円</td><td>5,870円</td></tr><tr><td>60日を超える期間</td><td>3,970円</td><td>5,140円</td></tr></tbody></table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">略「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）<u>第2条</u>に規定する<u>ホテル営業及び旅館営業の施設</u>以外の施設をいう。	利用する施設 滞在期間	公用の施設又はこれ に準ずる施設	その他の施設	30日以内の期間	3,970円	6,620円	30日を超え60日以内 の期間	3,970円	5,870円	60日を超える期間	3,970円	5,140円
略														
利用する施設 滞在期間	公用の施設又はこれ に準ずる施設	その他の施設												
30日以内の期間	3,970円	6,620円												
30日を超え60日以内 の期間	3,970円	5,870円												
60日を超える期間	3,970円	5,140円												

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。